

陳 情 文 書 表

(教育委員会)

受 理 番 号	4 3 7 6	受 理 年 月 日	令 和 5 年 2 月 20 日
件 名	就学援助における子供としての年齢制限の撤廃		
要 旨	<p>日頃より市民のため御尽力いただき感謝申し上げます。</p> <p>今や7人に一人が対象という就学援助は、子育ての大きな支えとなっている。だが、現行の制度では、18歳を超えると子供の人数から外され、加算がなくなり、所得基準額が下がる。そのため、収入が同じであっても、所得基準額を上回り、弟、妹が不認定となる可能性がある。不認定となれば全ての援助が打ち切られる。18歳を超える子供が進学をした場合は、保護者若しくは本人が更に桁違いの負担を負うことになり、家計も更に苦しくならざるを得ない。</p> <p>例えとして我が家の事情を申し上げますと、6人の子供がいるが、長男が18歳となり、下がった所得基準額を3万4,000円超えてしまったので、小学生の3人、中学生1人の計4人の弟、妹は不認定となり、全ての援助が打ち切られた。</p> <p>ついては、就学援助において、子供としての年齢制限をなくすことを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	教 育 福 祉 委 員 会		